

第四十六回国会 商工委員会議録 第十八号

昭和三十三年三月十日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 二階堂 進君

理事小川 平二君 理事小平 久雄君

理事始関 伊平君 理事中川 俊思君

理事早稲田 柳右衛門君 理事板川 正吾君

理事久保田 豊君 理事中村 重光君

内田 常雄君 浦野 幸男君

遠藤 三郎君 小笠 公昭君

小沢 辰男君 岡崎 英城君

海部 俊樹君 田中 龍夫君

田中 六助君 中村 幸八君

野見山清造君 長谷川四郎君

村上 勇君 山手 満男君

大村 邦夫君 加賀田 進君

梶井 茂清君 嶋口重次郎君

榎 兼次郎君 藤田 高敏君

麻生 良方君 加藤 進君

出席政府委員

通商産業政務次官 田中 榮一君

通商産業事務官 川出 千速君

(大臣官房長) 中小企業庁長官 中野 正一君

委員外の出席者

大蔵事務官 柏木 雄介君

(大臣官房財務調査官) 大蔵事務官 山下 元利君

(主税局税制第一課長) 大蔵事務官 小原 清君

(国税庁徴収部) 通商産業事務官 井上 亮君

(中小企業庁計画部長) 通商産業事務官 井上 亮君

(画部長) 専門員 渡邊 一俊君

三月六日

中小企業者の事業分野の確保に關する法律案(松平忠久君外二十八名提出、衆法第二四号)

官公需の中小企業者に対する発注の確保に關する法律案(松平忠久君外二十八名提出、衆法第二五号)

同月九日

中小企業組織法案(松平忠久君外二十八名提出、衆法第二六号)

同月七日

印刷業を中小企業近代化促進法に基づく業種指定に關する請願(田中武夫君紹介)(第一〇八六号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号)

中小企業指導法の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)

中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)

○二階堂委員長 これより會議を開きます。

まず、内閣提出の中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案、中小企業指導法の一部を改正する法律案、中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案、中小企業信用保険法及び中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案並びに商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案、以上六法案を議題とし、質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 政策的な問題は大臣出席の際に質問いたすことにいたしました。御承知のとおり中小企業が倒産の一途をたどつておる、きわめて深刻な状態にいまあるわけでございます。これに對しましては、政府の見解も統一した見解でありませんでしようが、大体見通しは立つておることと思ひます。先般の委員会におきましては、中小企業庁長官からいろいろその原因について御説明があつたわけでありませう。しかし、いづれにいたしましても、中小企業がこのような倒産が激増の一途をたどるといふことは、何としてもこれは回避していかなければならない、このように考へるわけでありませう。政府といたしましては、年度末の対策として先般財投から五十億、自己資金から七十億、買ひオペで百億、合わせて二百二十億の措置をいたしておるようでありませう。ところが、三月危機は何か回避するとしても、四月、五月期は乗り切れないのではない

か、そういった不安感も非常に強いようでありませう。これらの点に對しまして、見通しはどのようになつておるか、その点に對して政務次官なり中小企業庁長官のお答えを願ひたいと思ひませう。

○中野政府委員 いま中村先生から御指摘がありましたように、確かに最近における中小企業の倒産の状況あるいは不渡り手形の発生状況等を見ますと、非常にわれわれも憂慮にたえない事態になつておるんじゃないかというふうに考へておられます。もちろん原因についてはいろいろございませうが、いづれにいたしましても、やはり中小企業の弱点というものが、やはり最近の金融引き締め等の情勢下にこれが露呈をされてきたと見ていんじゃないかというふうに見ておるのです。それだけに對策も、短期の對策と長期の對策とあわせて講じていかなければならぬというふうに感じておる次第でございませう。いま御指摘がありましたように、いわゆる三月危機という問題につきましては、政府といたしましては、金融的の面につきましては政府関係三機關に對する資金の追加、あるいは財政資金による一般市中銀行に對する買ひオペの実施というふうな手をいろいろ打つておられます。また、これも御承知と思ひますが、大蔵省から特に銀行局長通達を一般の金融機關に出してもらひまして、特にこの倒産の連鎖反応によりまして健全な企業が倒産に追い込まれないように善処してもらひたい

というこを言つておられます。また、中小企業向け金融の貸出し比率が低下しないように、あるいは下請に對して特に手形サイトを延ばすことがないよう金融の際にこれを気をつけようというふうな、いろいろこまかい配慮もやつていただいでいるわけでありませう。何とか切り抜けるわけではな

いかというふうに考へておられます。ただ、御承知のように最近の國際収支の情勢等から見ますと、今度の金融引き締め基調というものは相当長期にわたつて実施をしないとなかなか効果が

出でこないのではないかと、いふに、日銀總裁あたりはどちらかというところ、そういう見方をしておられるわけでありませう。政府におきましては、今度企圖行で出しました経済見通しというものは、大体いま私が申し上げたような基調に立つて政策をやらうとして

るわけでありませうから、それだけに中小企業の置かれておる立場というものがなかなか苦しくなつてくる。

ここでもう一つ大事な問題は、四月からいよいよ開放経済に本格的に突入する、こういう情勢にあるわけでありませう。世界經濟の荒波の中でわが國の中小企業はこれをやつていかなければならぬ、こういう情勢に置かれておられるわけでありませう。もちろん自由化の影響等については、通産大臣も再々予算委員会で言つておられますように、いろいろこまかい配慮をいたしておられます。また對外的にも、その点はいままでにおきましては政府としても十分説明

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をいたして、

をしてきて、特に日本の中小企業が非常にウエートが高くて、人数も多い、しかもまだまだ非常にひよわい形に放置されておる、過当競争をやつておる、こゝろい情勢を対外的にもよく説明をいたしてあります。したがって、自由化の波によりまして一挙に中小企業が押し流されるというふうなことは万ないと思ひますが、その影響が徐々に出てくるのじゃないか。

それからもう一つは、これはこの間出しましたいわゆる中小企業白書にも詳細に述べてありますが、中小企業がこれまで成り立ってきた豊富な低廉な労働力というものが根本的に構造的な変化を遂げたことは御承知のとおりでございます。最近われわれのほうでいろいろな調査をしたものを見ましても、人件費といたものが中小企業においても相当上がつてきております。そのわりに売り上げの伸びがあまりよくない。もう一つは、人手不足に対応して、どうしても設備近代化といふものを政府が命令——命令といふと悪いのですが、指導なり号令をかけるからやるといふようなまやましい時代ではなくて、中小企業者みずからが自分の身に火のついた問題としてこの問題と取っ組んでおる。その関係でやむにやまれず設備投資、設備の更新といふことに迫られておるのじゃないか。それによりまして資金がどうしても寝るといふか、焦げつくといふか、売り上げのほうは順調に参らないと、そこにいわゆる機械化貧乏といふことを世間でいってありますが、そういう事態も一部には起こつておるのじゃないか。むずかしい情勢ばかり私申し上げたのでありますが、真相はそうじゃ

ないか。それだけに政府としても、これからの中小企業対策というものは、いままでの中小企業対策と変わった観点から真剣に取り組んでいかなければいかぬのじゃないか。

それからもう一つ、先ほど申し上げました金融上の問題につきましても、来年度の財政投融資については相当の額を確保したつもりではございますが、これを弾力的に、機動的に運用するといふようなことで四月以降の事態に対処していかなければいかぬ、こゝろいふに考えておる次第でございます。

○中野政府委員 恒久対策に対してはあらためてお尋ねしたいと思ひます。緊急措置に一応しほつてお尋ねをするわけですが、二百二十億の緊急措置に対して、非常に金融難におちいつている中小企業の資金需要といふものは大体どの程度あるか、まずその点をお伺いいたします。

○中野政府委員 いまの事態から見まして、中小企業の資金需要がどの程度あるかといふことを数字的に明らかにすることは、非常にむずかしい問題でございます。われわれが年度末の資金需要等を取りました際も、窓口の申し込みの状況、相談の状況等を勘案いたしまして、全体として二百二十億、政府三機関について二百二十億の資金追加で何とか切り抜けていけるのじゃないだろうかといふふうに考えて手を打ったわけでありまして、そのときそのときの情勢におきまして適切な手を打っていくといふことが適当ではないかといふふうに考えております。

○中村(重)委員 抽象的でなくて、二百二十億の緊急措置によって年度末の

危機を切り抜けることができる、また四月、五月危機といふことがいわれておるが、それに対応する措置を考えておるのか、二百二十億を緊急措置した根拠といふものがなければならぬ。もう少し具体的に伺いたい。

○中野政府委員 これは三機関につきましては、最近の申し込み状況、窓口における相談の状況等をもつて参考にした上、昨年と同様に對してどの程度伸ばしたらいいかといふようなことも、一つ重要な資料になるわけでありまして、

一応三機関、中小公庫、国民公庫、商工中金について申し上げますが、今度二百二十億追加いたしました結果といつたしまして、中小公庫については、去年の一一—三月に比べて三八・九%のアップでございます。それから国民公庫については四八・三%のアップ、商工中金については四八・三%のアップ、これはわれわれの計画は純増、純減ということではございませんので、これは何處もところがついていくために、貸し出しペースの計算といふものはなかなかむずかしいのですが、去年の一一—三月が一一—三月につきましても年末に貸した金が返つてまいりますので、一一—三月の三ヶ月間の総計としては、いつも純減になるわけですが、貸し出し増でなくして貸し出し純減になるわけでありまして、去年が六十九億の純減でありましたのに対して、今度の改定計画で四十一億の純減、こゝろいふことにはいたしております。ただ、それでは非常におおりにくいと思ひますので、試みに一一—三月の商工中金の延べ貸しペース

に直して——一つの試算でございますが、直して全体を見ますと、中小公庫、国民公庫、商工中金——商工中金はいま申し上げますように純増、純減ベースでなくて延べ貸しペースに直して、三機関の対前年同期比を試算いたしました。現在の計画は約二七%アップ、これを百二十億追加して三・四・一%アップになりましたので、一般の金融機関の貸し出し増加の情勢等とにらみ合わせてみると、三機関についてはこの程度あれば、大体一一—三月は切り抜けられるのではないかと試算をいたしましたわけでございます。

○中村(重)委員 財投にいたしまして短期の措置であろうと思ひますが、自己資金の七十億、これは三十九年度に影響していくのではないかと思ひますが、そこらあたりの見直しはどのようになつておりますか。

○中野政府委員 七十億の自己資金の追加でございますが、これは最近の自然的な回収増、それから商工中金につきましまして、債券の売り上げの増加が、去年の終わりまでで約三十億以上ございましたので、そういうものを織り込んでやりましたので、来年度の計画には支障は来たさなと思ひます。実は七十億以上もうちよつと吐き出させる——吐き出させるというところには悪いのですが、努力をさせればというよりな試算もあつたのでありまして、それが、それはむしろ押えきみにして、全部自己資金を吐き出して一文も余裕がないといふようなことでは、来年に入つてからかえつて計画が非常にかたいものになりますので、そういう関係もございまして、自己資金を一一—三月追加したからといって、来年度の三機

関の計画には支障はないようにしておるつもりでございます。今度の百二十億のうちで、御指摘がありましたように、七十億が自己資金で、五十億は財政投融資、財政投融資はちよつとまかく申し上げますが、中小企業金融公庫が十億、国民金融公庫が二十五億、商工中金が十五億ということ、これは短期資金、いわゆる年末にやりましたような短期資金は含まれておりません。全部長期と準長期でございます。

○中村(重)委員 私がこのようにお尋ねをするのは、たとえば三十九年度の計画を見ますと、財政投融資に対してそれぞれの措置があるわけですが、またその返す金といふものがあるのです。そこに問題がある。ですから、緊急措置とこの関連において三十九年度に影響は起らないかといふことが問題でありまして、お尋ねをしておるわけですが、

それから百億の買いオペですが、これは中小企業のための金融措置であるといふことは間違ひありませんけれども、その内容はどのようになつていのか。都市銀行、地方銀行、相互銀行あるいは信用金庫等にそれぞれ措置されたのだと思ひますが、その点はどうなっておりますか。

○中野政府委員 百億の買いオペにつきましては、いまちよつと調べておりますのであとから申し上げますが、これは御承知と思ひますが、中小企業向けに都市銀行あるいは相互銀行あるいは信用金庫、そういう機関が貸し付けをした実績に応じて買いオペをする、こゝろいふことになつております。実

際には信用保証協会の保証つきで銀行なり信用金庫等、一般の市中金融機関が貸し出しをしたその実績に応じて出すという方法でもってチェックいたしておきますので、中小企業向けにいくことは間違いのないわけでございます。

○中野政府委員 そうすると、実績に応じて買いオペをやるということになってくると、新聞に二十五億あて等分に配分をするということが報道されている、それは実績という形になりませんが、新聞が誤報であるのかどうか、その点どうですか。

○中野政府委員 申し上げますが、百億の内訳は都市銀行が二十五億、地方銀行が二十五億、相互銀行が二十五億、信用金庫に二十五億、合計百億というものを内訳にいたしておりまして、具体的に都市銀行のどこからどれだけ買つかという際に、先ほど私が申し上げましたような中小企業向け貸し出しの実績を勘案してこれを買いたいオペをする、こういう各グループ別の内訳はいま申し上げたようになっております。

○中村(重)委員 保証協会がかつて金融逼迫の際に保証をする、そうして措置をしたことがあるわけですが、そのときは、すでにいろいろ問題があった。保証協会の保証つきということがはたして妥当なのかどうかいろいろ検討を要するということになりまして、その後保証協会の保証という形はとっていない、そういうことだと思っておりますが、今回はどうのようにならざるやうに措置しようかと考えておられますか。

○中野政府委員 買い上げの決定に際しましては、いま申し上げましたように保証協会の保証つきの融資の実績を

勘案してやるのが一番実際に中小企業向けに妥当じゃないかというふうに考えて、そういうふうにならざるやうにしております。

○中村(重)委員 勘案してやるということは、保証協会の保証つきによつて、かつて買いオペをやつた場合に、そういう実績が出てきておるわけですね。ところが今回は、それをどうしようと考えているのか。問題は、中小企業の金融問題を緩和するために措置をされるわけなんです。従来の実績においてそれを流したといたしても、必ずしもそれは中小企業に流れていくとは言えません。ですから、中小企業向けに確実にその資金が流れていくのにならざるやうに考えられませんか、それをどう措置しようかと考えておられるのか、その点をひとつ明らかに御説明願いたい。

○中野政府委員 いま申し上げましたように、保証協会の保証つきの融資の実績等を勘案して出すというのが実際のじゃないか、その後逐次実績の報告を聴取いたしておりますので、大體間違いないようにいけるのではないかと思っています。

○中村(重)委員 実績勘案はわかるのですが、実績の勘案はわかるのだけれども、今度百億の買いオペをやつた、その買いオペは当然中小企業に資金が流れていかなければならぬのだから、実績だけじゃなくて、今回はどうするか、その点が非常に重要なんですか、それをお尋ねしているわけですか。大蔵省でお答え願つてもけっこうです。

○中野政府委員 百億の買いオペの金が確実に中小企業に流れるように、私ども

もいたしましては十分金融機関の指導をいたしましてやっておりますつもりでございます。そういう趣旨の通達を出しておりますし、過去においても中小企業オペを何回かやっておりますが、そのつど中小企業に金が流れるようには指導いたしました。いま長官からお話がありましたように、事後に報告をとりまして、中小企業に金が流れるように特に指導いたしておるわけでございます。したがって、今回の百億につきましてもそのように末端に流れるようにならざるやうに見ております。

○中村(重)委員 それは指導はするでしょう。ところが指導だけをあなたのほうでなさつても、金融機関が必ずしも中小企業にその資金を流すというところとは言えないのです。何か確実な裏づけというものがなければならぬのだから、それをどうするかと言つておるのかと言つておるのです。

○中野政府委員 まあ確実に金が流れるということを確認することは非常にむずかしいこととございまして、先ほど長官から御説明がありましたように、信用保証協会の保証つきの融資が行なわれるように指導いたしております。そうでありましたら、これが確実に中小企業に流れるということが確認できるよりに考えられますので、信用保証協会の保証つき融資を優先して行なうよりに指導いたしております。

○中村(重)委員 信用保証協会の保証つきというところになってくると、それはいまあなたのお答えのとおりです。ところが信用保証協会というものは、保証するということになってくると保証能力がなければなりません。いまだ

すら保証能力がなくて、なかなか保証ができないうる。特にこういう緊急措置に対して保証協会に保証させるといふことになってくるならば、その面の強化というものはかつていかなければならないが、その点は考えられたいないようでありまして、それをどうしようとお考えになっておられますか。

○中野政府委員 いま大蔵省からも御説明がありましたように、できるだけの信用保証協会の保証つきで、そのほかに金を回すようにということ、これは実際にはこの裏づけの措置が十分行なわれていないのじゃないかという点につきましては、御指摘のとおりだと思います。ただ、近く約三億五千万円ばかり従来貸しておつた金が保険公庫に返つてまいりますので、それをさういう方面に回すというふうなことをいま検討いたしております。

○中村(重)委員 いまのはあなたの苦しまぎれの答弁なんです。そういうことは当然計画としてせよなければならぬ。いままでもそれが問題があつた。だから保証協会の保証つきというものがはたしてどうなのか、大蔵省としても、中小企業庁としても、その点に対してはおそろしく頭をひねつておられるところじゃなからうかと私は思うわけなんです。中小企業者に確実に資金が流れていくために保証協会の保証という措置をとつたのでありますが、どうもいろいろとやつてみたところが、どうもいかならない、だからこれを改めなくちゃならぬのだというところは、かつて大川銀行局長が明らかに委員会において答弁しておるところなんです。今度それを保証協会の保証つきという

ことでおやりになるのなら、従来の欠陥を補つていくという形でなければなりませんから、その点を明らかにしていかなければなりませんし、さらにまた保証協会の保証つきという場合は、保険公庫に対してこれまた緊急の資金的な措置をおとりにならなければなりません。保証協会に対しても当然融資をしていかなければなりません。それでは、いままあなたがお答えになつた保証協会の保証つきというところは、言うべくして行ないたい。無理にそれをやると、今度は一般の金融面の保証というものにしわ寄せが出てまいりまして、何にもならない、こういう形になりますから、その点は当然確実に裏づけというものを当初から計画的におやりになるのにならなければならぬです。ここあたりはどのように検討されたのか、もっと確実にひとつお答えを願いたい。

○中野政府委員 先ほど来申し上げましたように、中小企業向けの保証協会の保証つきの融資の実績等を勘案して、できるだけ保証協会の保証つきを優先するよりに指導はいたしております。しかしいま言われたように、そういうことをやると保証能力をふやしてやらなければいかならないかというのには、今度の場合にはその完全な裏づけなしにそういうことをやつたという点は、私どもとしても今後十分反省を加えて参りたいと思つております。

○中村(重)委員 次にお尋ねしますのは、国税庁長官から、困つておる中小企業者に対して税の分納あるいは延

納、こういうことをやれというような措置をされたようでありませんが、この点に対して大蔵省の山下税制第一課長が見えておられますから、その内容についてお答えをお願いいたします、また中小企業庁といたしましては、国税庁長官の通達というものに対して、どのようなことが具体的に実効があるのか、それを検討されたかどうか、またこの点に対して大蔵省に申し入れをされた事実があるかどうか、その点をひとつお答え願いたいと思います。

○山下説明員 まことに申しわけございませんが、私直接それを担当いたしましたので、直ちに責任ある答弁を申し上げるようには連絡をいたしておけません。

○中村(重)委員 中小企業庁長官としても、当然これに対して関心を持っていらつしやると思ひますし、また申し入れ等をなされたのじゃないかと思ひますが、その経過をお答え願ひたい。

○中野政府委員 いまの御指摘の問題につきましては、最近の中小企業の置かれておる状況が非常に困難な状況になつてきておるといふので、これは税の問題について私のほうでここをこうしてくれという具体的な申し入れはいたしておりませんが、全体の問題として、金融、税制そのほかの問題として、大蔵省として十分考へてもらうようには私から話をいたしておるわけでございます。

○中村(重)委員 今度国税庁がとられた措置に対しては、非常に困つておる中小企業の危機を打開するために特別の措置であるというようにあなたは判断していらつしやいますか。

○中野政府委員 これは私の見ておるところでございますが、これは税制の国税庁の通達というか、運用面であらう措置がいろいろ認められておるわけでありまして、特別に法律によつてどうしようとしたという問題ではございません。しかしよくやつてくれたといふふうには考へておられますが、これは現行制度にある範囲内の措置だといふふうに考へておられます。したがうして、当然そのくらいのことにはやつてくてもいいじゃないかという気持ちは持つておられます。

○中村(重)委員 お答えが非常に率直ではあるのだけれども、やらなければならなかつたことをやらなかつたのが悪いのでしよう。だからこれが問題であるわけでありまして、これからこれが具体的にどう消化されていくのか、この点に対してあなたのほうでもいろいろと検討しておられると思ひるのであります。その点はどうか。

○中野政府委員 この点につきましては、まだ国税庁の通達が出て、いま実行に移らうとしておるときでございますので、われわれ中小企業庁といたしましてはその運用状況等をよく見まして、まだ不十分なところがあれば、さらにその点について検討するということとで、いま担当の課長に命じましていろいろ勉強をさせておるところでございます。

○中村(重)委員 政務次官に一つお尋ねしますが、中小企業にとつて税の問題というものはきわめて重要な問題であります。こうした危機に直面をいたしますと、金融上の問題だけでなく、いかにして中小企業の重税に悩んでおる問題を、解消までいかなくとも、こ

れを緩和してやるかということがきわめて重要な問題であるわけでありまして、その点に対して今度国税庁がとられた措置というものは、当然税制上やらなければならぬ、あらためていまこ

ういうことが大きく取り上げられるのではないかと、常時これはやつていかなければならぬ。それがいままでやられていなかつたのか、やられておつたのか、特に何かアピールするためには、これをきょうぎよく取り上げなければならぬ、この点が明らかにされなければならぬ、この点が明らかにならぬ程度でよろしいとお考へになつておるか、もつと徹底した措置を講ずる必要があるというようにはお考へになつていらつしやらないかどうか、その点はどうかあなたはお考へになつておるか、見解をひとつ聞かせていただきたいと思います。

○田中(榮)政府委員 御説のように、中小企業で一番悩みは税の負担が重過ぎるということでございます。このことにつきましては、すでに中小企業各団体から政府に対して、中小企業関係の諸税の減免につきまして、過去におきまして再三、再四陳情なり嘆願ございまして、通産省といたしましては、中小企業の今後の振興ということよりも、むしろ中小企業をこの際経済的に、財政的に救う道は減税以外にはないというふうな関係からいたしまして、通産省としての中小企業関係の減税の一つの案をつくりまして、大蔵当局に対してしまして、実はいろいろ申し入れをいたしておつたのでございまして、政府としての財政上のいろいろ

の理由からいたしまして、中小企業向けの減税につきましては、通産省側の意向といたしましては、通産省側の意向そのほか各団体の意向等、あるいは税制調査会等の意向等も取り入れておる程度減税措置が講ぜられておるのでございまして、したがうして中小企業の負担を軽減するということとは、こうした税務署のいわゆる行政措置ということよりも、やはり根本的には中小企業関係の現在の税制の合理化あるいは公平化と申しますか、そうした点、あるいはまた設備の償却年限をもつと短縮をするとか、そうした面において相当考慮を払ふ必要があるのではないかと。要すれば税制対策を本質的に考慮することが私は先決問題であらうと考へておられます。ただ、さうな情勢のもとにおいて、三十九年度の税制関係の予算もすでに編成されましたので、窓口行政といたしましては、従来の各々の税務署におきまして中小企業者が、非常に税が重いので、減税ではないが、納税の期限についてももう少し考へてくれぬかというので、各税務署と中小企業者がケース・バイ・ケースでいろいろ話し合ひをいたしまして、税務署におきましても中小企業者の苦しい立場を考へて、ある程度納税時期等につきましてはいろいろと勘案をしてくれまして、便宜は計らつてくれておるのでございまして、そういうふうなことで、今回国税庁として、現在の中小企業の困難な立場について、全面的に税務署の窓口においてこのよう

な措置を講ずるよいうという通達が出されたのではないかと考へておられますが、私もいたしましては、これは

現場におけるいわゆる一つの行政措置、一つの便宜手段でございます。原則としてはやはり何と申しまして、税制の合理化、あるいは税の中小企業の負担の軽減、こうした措置を本質的には考へていかねばならぬ、かように考へておられます。現在の税務署の措置といふのは、私どもの考へていたしましては適宜な措置ではないかと実は考へておるものでございまして。

○中村(重)委員 今度国税庁がおとりになつた措置は、所得税法第三十条に基づいてやつたのだと思ひます。当然その内容は、延納とか分納ということとはやらなければならぬことなんでしょう。それだけじゃなくて、通産省としては実際に窮状に落ち込んでおる中小企業、そうした企業の危機を回避するために、当然何かもつと具体的なものを大蔵省に対して措置するよう申し入れをする必要があると思ひます。特別の申し入れをおやりになつたというふうな形ではないようでありまして、一つの例をとりますれば、たとえば親企業と下請企業と受注関係においてある種の計画というものがあつた。ところが今度の引き締め政策によつてそれが中止になつた。あるいはまた中小企業者が資金の借り入れをしやうとした。ところがこの引き締めによつてそれが打ち切らなつた。あるいはこれが減額された。その他いろいろの計画が今度の引き締め政策によつてどうにもならなくなつたと思ひます。その場合があるらうかと思ひます。その場合には何らかの特別の減税措置といふものが私にはあつてしかるべきだと思ひますが、そういう具体的な措置に対して通産省としては無関心で

ないかと思ひます。これは

ないかと思ひます。これは

ないかと思ひます。これは

ないかと思ひます。これは

しになるならば、あるいはいま御答弁がありましたら、いろいろな方法を講じられたということは、それ自体、私は評価をいたします。だがしかし、ほんとうの実効があるとお考えになつておるかどうか。さらにまた、下請支払延防止法は、これを改正をするというところは、いまのところ必要はないんじゃないか、法の運用によって強化をしていく形であればよろしいのではないかと、いろいろなことをお考えになつておられるのであります。これは、ほんとうにあなたはそれによつてこれが改善されるという自信を持っていらつしやるかどうか。さらにまた、下請支払延防止法は改正をする必要はないというふうにお考えになつていらつしやるのかどうか、まずその点を明解にひとつお答えを願いたい。

○中野政府委員 先ほど申し上げました大臣の発言に關連いたしまして、先般解任通牒を關係団体、おもな親企業に出しますし、また担当の部長に、經団連におきまして主要な団体の方々に集まつていただきまして説明を十分にさせまして協力を願うというふうなことをやっております。私の気持ちとしては、そういう通達を出し、大臣が閣議において発言をされて、閣議で了解されておるわけでありまして、その趣旨に従つて、私としてはいまだと違つた嚴重な運用をやつていきなさい。こうなりますと、これは相当効果があつてくるんじゃないか、効果があらわれてくるように私としてはとめておるのです。なお、法律の問題、これはさしあたりは現状でやれるし、私の見るところは、下請支払延

防止法は相当よくできておる法律ではないか、ただ運用を適切にやつていくことが最も大事なことだと考えておられます。しかし、法律でございませうから、これは常に改正問題等については研究はいたしておられます。いま直ちにこの改正をする必要があるというふうには私は事務的には考えておりませんが、並行して研究は続けております。

○二階堂委員長 中村君に申し上げますが、国税庁から小篠徴収部長が、見えましたから……

○中村(重)委員 田中大蔵大臣は、下請支払延防止法は改正をしなければならぬということをお明言しておられる。また宮澤企画庁長官は同じく、改正をしなければならぬであらう、この改正について事務当局に指示をしたということが伝えられておられる。ところがあなたの方では、いま言われたように、この法律はよくできておる法律だ、そういう考え方の上に立つたんだらうと思つておられますが、せつかくそうし、大蔵大臣なり企画庁長官が改正をしよう、しなければならぬということをお考えになつておられるのを、あなたの方では差しとめて、これに水をさすということをおやりになつたということ、重大なあなたの方には責任がある。もしいまあなたがおやりになつたような措置において、それが完全に行なわれなさい、改善されなさいということになつたならば、あなたはどうのようになつた責任をおとらなうとお考えになつておられるか。また、あなたはよくできておる法律であるとおっしゃるならば、どうしてこの法律がほんとうに生きて動かないのか、その動かなかつた

原因はどこにあるか、あなたは明確に把握をしておられるのか、そこらをもつと具体的に御説明にならないければ納得できませんから、もつと確信ある、ただ単に自己満足、希望的観測というふうなことではなしに、もつと確信ある御答弁を願いたい。

○中野政府委員 下請支払延防止法につきましても、これを嚴重に適切に運用するということは、われわれの任務であるというふうにお考えなされて、いろいろに申し上げておられるわけでありまして、十分効果があるように私としては、事態の推移を見ましてやつていくつもりでございませう。ただ、法改正の問題は、これはどういふふうなことで御発言が各大臣からありましたのか、一私は事情は知つておりませんが、ただ、閣議において二月二十一日に大臣が発言された際に、さしあたりこれといふふうなことを……閣議には當然大蔵大臣も宮澤長官も出席いたしておられるわけにございませう、閣議でございませうから、私としてはその閣議の了解の線に沿つて仕事をすることがわれわれ官僚としての任務でありますから、そういうふうには私は一生懸命やつておるのでございませう。

○中村(重)委員 いまあなたのお答えのように、閣議では通産大臣がいろいろ説得をなすつたのかどうか知りませんが、法の運用においてうまくやりました、こういうことで關係大臣に説明をされたようであります。それなら、いふところで關係大臣は了承したといふことが伝えられておられるわけでありませう。

そこであなたにお尋ねをいたしますが、二カ月以内に手形を發行する、その手形は二カ月以内に現金化するものでなければならぬ、こういうことであります。現金化しなかつた場合は、親企業がこれを保証するかどうかの措置をやつて現金化させる、あるいはその手形を現金化する手形に交換をするといふのか、それは期限なんかによつて変わつてくると思つて、あります。が、手形でなくて今度は現金を払つていくといふことでなければならぬと、いろいろ具体的なことが新聞報道においてはお伝えられておられるわけでありませう。ほんとうにあなたが期待するよりな形になりませうか。まず、もう少しあなたの方の確信のほどを伺つてみなければ納得できないのであります。

○中野政府委員 確かに御指摘のように最近の手形サイトが非常に延びたことは、この下請代金支払延防止法の運用の問題だけではない、さらに根の深いいろいろな問題があるわけでありませう。その意味で、先ほどもちよつと申し上げましたが、大臣からも、特にこれは通産省だけでこの問題は解決できる問題ではない、企業間信用の膨張というものが一つの大きな問題として前提にあるわけにございまして、したがつて、そこからメスを入れていかなければならぬ。もちろん延防止法の運用は公取と通産省のほうでいままです以上さらに嚴重にやつて、いまま以上に事態が悪くならないように、またこの運用の面から逐次事態が改善されるように努力する、こういうことが大臣の発言でございまして、大蔵省方面でも特に企業間信用の膨張の問題、そういう問題を含めて、この問題とは真剣に取り組んでいただいております。

○中村(重)委員 企業間信用の膨張で根は深い、おっしゃるとおりです。実は私はさきよりは企業間信用、不渡り手形の問題に対して相当突っ込んでお尋ねをいたしたいと思つておつたのです。にそのことについてはお尋ねをいたしたいと思つております。いまあなたがお答えになつた企業間信用に根はありますが、私もそのとおりと思つておる。膨張に根はある、こういうことで、重要な問題点でありますので、この問題から解決をしていかなければ、どういふ形にならない、そのとおりであると思つておるわけでありませう。であるから、私は、いまあなたの方で下請延防止法の強化策としていろいろ措置しようとしておられる気概にはそれなりの敬意を表し、それを評価しておるわけです。ところが、要は実効が上からなければ何にもなりませんから、ただ經団連の会合に行つてあなたがいふいろいろと注文をつけるとか、井上部長がおいでになつて注文をつけるといふことだけではなかなか問題は解決をしないと思つておるのです。せつかく大蔵大臣とかあるいは宮澤企画庁長官が、法律を改正して、この法の欠陥を直していこうという意欲を持つておる、そういう際に、法律改正ということよりもこの法の運用においてやれるんだということ、あなたがこの法律はうまくできておつたんですから、確信を持っておつしやつたんだらうと思つたのです。が、それならばほんとうに親企業の人たちと十分話し合ひをされて、確実にそれを取りつけるといふふうなことで

○中村(重)委員 企業間信用の膨張で根は深い、おっしゃるとおりです。実は私はさきよりは企業間信用、不渡り手形の問題に対して相当突っ込んでお尋ねをいたしたいと思つておつたのです。にそのことについてはお尋ねをいたしたいと思つております。いまあなたがお答えになつた企業間信用に根はありますが、私もそのとおりと思つておる。膨張に根はある、こういうことで、重要な問題点でありますので、この問題から解決をしていかなければ、どういふ形にならない、そのとおりであると思つておるわけでありませう。であるから、私は、いまあなたの方で下請延防止法の強化策としていろいろ措置しようとしておられる気概にはそれなりの敬意を表し、それを評価しておるわけです。ところが、要は実効が上からなければ何にもなりませんから、ただ經団連の会合に行つてあなたがいふいろいろと注文をつけるとか、井上部長がおいでになつて注文をつけるといふことだけではなかなか問題は解決をしないと思つておるのです。せつかく大蔵大臣とかあるいは宮澤企画庁長官が、法律を改正して、この法の欠陥を直していこうという意欲を持つておる、そういう際に、法律改正ということよりもこの法の運用においてやれるんだということ、あなたがこの法律はうまくできておつたんですから、確信を持っておつしやつたんだらうと思つたのです。が、それならばほんとうに親企業の人たちと十分話し合ひをされて、確実にそれを取りつけるといふふうなことで

ただいま先生お尋ねになりました、これが一部の業種あるいは地域に対するものか、あるいは全体の企業納税者に対するものかというところでございませぬが、この通達は一部あるいは特定の業種ではなくて、およそすべての納税者の方を対象としてかような措置を通過いたしましたものでございます。

○中村(重)委員 いまの御答弁で明らかになりました、従来も所得税法に基づいてやらなければならぬことはやっています、ところが今度特別にそういう措置をおとりになるといふことになるならば、従来やってきておったことを、それを法律等でできるだけ拡大解釈をやって、そして中小企業の危機を緩和するといふ形では従来以上にこの法律を広く解釈して、できるだけ多くの中小企業者に対する徴税を緩和していかうことをお考えになっていらつしやるのかどうか、そうでなくて、こういうことは所得税法に基づいて当然やらなければならぬ、やるようになっていくことだから、それをやりなさいという程度なのか、その点ひとつお聞かせ願いたい。

○小野政府委員 先ほど還付を早くするよう、それからもう一つはいろいろな納税猶予等の制度を活用するよう、二つの内容の通達をいたしたというところを申し上げたわけでありませぬ、第一の還付の点につきましては、もちろんある一定の条件が生じた場合に、所得税ないし法人税等をお返しするといふことは法律に定められているとおりでございませぬ。その限りにおいては別に法律以外のことを新たに出すというところではございませぬ。

○中村(重)委員 先ほどは通産当局に、私の考え方として申し上げたので

も、実際の税務署あるいは国税局の還付の手續におきましてはいろいろな手續が定められておりまして、それによつて調査をする、あるいは還付を決定するといつたようないろいろな運びになっております。そのような手續をこの際思い切つて簡素にする、あるいは場合によつては少額のものには調査を省略するといつたようなことによつて、実際の運用面においては、今度の通達によつてある程度還付の早期促進といふことが従来以上にはかれるのではないかと、いふふうに期待しているわけでありませぬ。

それからもう一点の納税の猶予等の措置につきましては、これは従来から行なわれていたことと内容は同じでございます。先ほど御指摘のありました北九州等の産炭地域に對してかような納税緩和措置を活用するよう、ということを通達いたしましたことと、その場合においても、やはり現在の法律のワク内でも、これを最大限にひとつ活用するといふことを内容として通達いたしましたわけでございます。今回においても、現在の法律で同様の場合を定めてございませぬが、それを万が一納税者の方から知らぬといふことがあつてはなりませんので、まず税務署のほうで積極的に納税者に、こういう制度があるといふことをお知らせする、また納税者の方から御相談があつた場合には、なるべく法律の趣旨に沿つて、ワク内で納税の延期なりあるいは分納の御相談に應ずるといふ体制でございます。全体として今度の通達の趣旨はさうなことにございませぬ。

○中村(重)委員 先ほどは通産当局に、私の考え方として申し上げたので

ありますが、金融引き締めによつて選別融資が行なわれていくわけですね。そういうために、一応銀行との間に話し合いがまとまつておつた、ところが銀行のほうから一方的に貸し付けを打ち切る、こういう例も多いわけですね。あるいはまた親企業が下請に對して貸し付けを打ち切るといふようなことで、中小企業は非常に計画が狂つて、経営全般に非常な支障を来たすといふことがあつた。それらのような場合にも、今回の措置がやはり考えられるかどうか、その点をひとつお聞かせ願いたい。

○小野政府委員 たとえば今回の状況におきまして、手形のサイトが従来よりも相当に延びる、あるいは御指摘のやうな親企業からの発注が打ち切られて、資金計画等に非常な支障を来たすといふような場合もあるかと思ひます。そのような場合には、ケース・バイ・ケースに検討させていただきます。できるだけ分納の計画を出していただく、そして納税者のほうでまじめに納めていただくといふことでございませぬ、いわゆる強徴処分をやつていくといふことはなるべく避けて、分納の計画によつて納めていただく方向がとられるものと考えております。

○中村(重)委員 まだいろいろお尋ねしたいのでありますが、時間の關係がありますからこの点にとどめますが、問題は、非常に今回の金融引き締めによつて評判が悪いわけですね。池田内閣に對する不信感といふものが高まつてきています。そういうために、何かやらなければならぬ、こういうことで、いろいろ強化策であるとか何とか、当然法によつてやらなければならぬもの

のが、あたかも何か抜本的な対策を講ずるかのごとくやられる。国税庁当局がそういうお先棒をかつぐといふことであつてはならぬ。ほんとうに方法を最大限に活用して、中小企業のいわゆる徴税功勢を緩和していく、改める、こういう形でなければならぬ、改める、だから積極的な取り組みをしていただきたいといふことを強く要求をいたしておきたいと思ひます。

次に、中小企業庁長官にお尋ねをいたしますが、御承知のとおり都市銀行の中小企業者に対する資金貸し付けのワクが非常に縮まつてきている、貸し付け比率は低下の一途をたどつてきておつたものが二〇〇程度に下がつていくといふ形なのでありますが、これはこのままでは私は放置できないと思ひます。何らかの措置を講じなければ、あなたが先般の委員会においでお答えになつたように、民間の中小企業専門金融機関が非常に貸し付けワクが増大した、非常な伸び率を示しているんだから、それでいいのだとおつしやりませぬ、それが、まあそれで何とか埋め合わせができるじゃないか、こういう形であつては私にはならないと思ひます。だからそれらの点に對しては、何とかしなければならぬ、あなたの方でもお考えになっていらつしやるのではないかと思ひます。ひとつ具体的な考え方があればお聞かせ願ひたい。

それから、この問題は中小企業基本法の法案審議の際に、大臣との間にもいろいろと質疑がかわされ、行政指導を何とかやらなければならぬ、そして中小企業に對する貸し付け比率

を高めたいといふ形にしなければならぬといふことを言われた大臣の答弁を私も信頼をしておつたのであります。ところが結果は逆の現象があらわれ、いままでどのように取り組んでこられたか、その実績について伺ひたい。

○中野政府委員 一般の金融機関の中小企業向け貸し出しの動向に關連しての御質問でございますが、確かに御指摘がありましたように、全国銀行について申し上げますと、最近数年間中小企業向けの貸し出しの絶対額は相当ふえておりますが、全体の貸し出しがそれ以上にふえておる關係で、結局中小企業向け貸し出しの残高の比率が落ちてきておるといふのは、御指摘のとおりでございます。これはいろいろな資料がございませぬが、いま私がここに持つておるものによりますと、三十七年の三月には全国銀行で申しまして二八・三〇、これは二、三年までは大体三割をこえておつたのであります。これが三十八年の三月になりましたと二五・〇、大体二五〇程度まで落ちておつた、昨年の十二月の数字を見ますと二五・〇といふことになっております。ただ、これは資本金を一千万円で区切つて、一千万円以下のものを中小企業と見て統計数字が出ておるわけでありませぬ。御承知のように、昨年の基本法の制定に際しまして、中小企業は原則として資本金は五千万円といふふうになりましたので、それに直して最近の数字を見ますと大体三割、去年の九月から数字が出ておりますが三〇・一、去年の十二月が三〇・五、これはその前からの比較する数字がございませぬので、この数字だけを見て判断しては間

めになった。そこでお尋ねいたしますが、この百億の公庫債は公募債になっておりますが、今回はどこで消化をなさるのか。将来ともに今回の措置と同じような形で消化をすることになるのか、その点をひとつお答え願いたい。

○中野政府委員 公庫債の消化先は全国銀行でございます。

○中村(重)委員 今回は全国銀行でございます。ところが、将来ともに一般公募はしないという保証がありますか。

○中野政府委員 将来の問題については私もいま確定することを申し上げることはできませんが、政府保証の公庫債については全国銀行にこれをはめてもらうようにわれわれとしてはやっております。と思います。と申しますのは、信用金庫とか相互銀行あたりにこれをあまりはめ込むと、これは本来中小企業金融機関なんです。そこから金を取り上げていって政府機関から金を貸す、こういう形になりますから、好ましい姿ではないというふうに私は思っております。

○中村(重)委員 好ましい姿ではありません。ところが、なかなかあなたのようににはまらぬ。今回は百億であります。将来これが何百億あるいは千億という形にならないという保証はない。そこに問題がある。

それから、この公庫債の利率は幾らになっておりますか。

○中野政府委員 応募者利回りが七分三厘でございます。

○中村(重)委員 七分三厘ということになってまいりますと、財投は六分五厘、したがって八厘の持ち出しという形になるわけですね。それだけ金利は

高くなる。原資が高くなるということ、結局貸し付けがそれだけ圧迫されるということになってまいります。それから、低金利政策というものはなかなか実行できないという形になります。その点はどのようにお考えになっていらっしゃいますか。

○中野政府委員 まことにお答えしにくい問題になってきたのですが、たとえばこれはたとえはの話で、私はそういうことを望んでないのですが、いま言った中小企業金融債が非常に高くなると、金利が下げられないじゃないかと、一つの解決策として、何も私それを望んでいないとか、そうなるだろうというのでなくて申し上げるのでありますが、たとえはと申しても中小企業に對しても少し低金利の政策をとらなければいかぬという政府の方針であれば、それは利子補給が何かすればいいんじゃないか、そういう方法もあり得るということ。誤解をされないようにしていただきたいのですが、だから金利問題だけからこの問題を論ずることも私はどうかというふうに考えております。もし金利問題だけなら金利問題で解決の方法があるんじゃないかという反論も、これは反論なんです。あり得るといふことだけ御参考のために申し上げておきます。

○中村(重)委員 利子補給の道があるならば、当然今回そういう措置を講じなければなりませんし、それから一般公募が好ましくないということであるならば、一般公募はしないということ。を法案の中に明確にしなければなりません。そうしなければあなたがお考えになっていることと逆な、弊害が非常

に強く出る方向へ私はこれが運用されることをおそれるわけです。いま一つは、私が商工債と競合するおそれがないかと言ふことは、一般公募になる可能性がある。それから今回のように全国銀行で、限られた機関によって消化されるという保証は将来ともない。それから商工債の割合は七分一厘、今回の公庫債は七分三厘というところになってくると、当然これは商工債に對する圧迫という形になる可能性がある。いまですら商工債が中小企業者に對して非常な負担になってきている。このことを考えてみると、今回の公庫債というものは大きな弊害をかもし出す可能性があるから、問題点として私は指摘をし、質問をしております。それから、それらの点に對してひとつもつと将来の保証ということあわせて明確にお答えを願いたいわけです。

○中野政府委員 先ほどちょっと私聞違って御答申申し上げたようでございす。公庫債は応募者利回り七分三厘と申し上げましたが、これは約七分一厘でございます。それから利付の金融債、これは商工中金債で、割引債でなくて長期のものでございす。これは応募者利回りが七分三厘。割商は一年もので六分二厘二毛でございます。それから将来の保証の問題ということになると、私、ちょっとまたこれも非常にお答えしにくい。私として、政府保証債で来年はいくわけでありすから、その方向でいくべきであるというふうに考えております。

○中村(重)委員 それからいま一つ問題点として考えられることは、いまも中小企業金融公庫は全国銀行との間に協調融資というものが行なわれてお

る。今回の公庫債は全国銀行がこれを消化するという条件が出てくる可能性がある。公庫債は引き受けるが、これは協調融資に應じろという要求が出てくる可能性があると思ふ。そうなるにつれて、中小企業の金融というものはゆがめられ、大企業金融緩和という方向へずつと運用される危険性がないとは言えないと私は思ふ。その点はあなたはどうにお考えになっていらっしゃいますか。

○中野政府委員 いまのところ、先生の御指摘になったようなおそれは私はないと思っております。しかしそういう可能性というものが考えられますので、そういうことがないように十分研究してみたいと思ひます。

○中村(重)委員 私が資料として中小企業金融公庫の協調融資の実績を要求いたしましたのは、それを参考にするためであつたわけでありす。そこで、きょうは資料がまだ間に合つておりませんからお尋ねをいたしますが、中小企業金融公庫の全国銀行との協調融資の実績はどのようになつておりますか。

○中野政府委員 これはこの前もちょっとお答え申し上げたかと思ひますが、その資料が統計的でないわけなのです。それで実際のケースとしては、そういうことは代理貸しでなくて、先生の言われるのは、中小企業に貸すときは、それに関連して都市銀行あたりが金を貸す、協調融資というものはそういう意味じゃないかと思ひますが、そういう資料はちょっと統計的ではありませんので、その点はもうちょっと調べてみます。

○中村(重)委員 私はその資料が出ないというのではないと思ふ。あなたのほうの管轄下にある中小企業金融公庫が貸し付けをやっているわけですよ。そういう場合に協調融資というものはあるわけですよ。だからそれが資料として出ないということは私はおかしいと思ふ。現在もあるのだから、今度公庫債を全国銀行が引き受けるということになつてくると、引き受けはするけれども、いわゆる協調融資にも協力をしろという形が出てくる可能性はないとは言えません。そうすると中小企業金融公庫の貸し付けが実質的な形でゆがめられる可能性がある。

それからいま一つの問題点は、政府保証債である今回の公庫債、これは非常に増大していく可能性がある。なぜかと言ふと、これはいわゆる金融資本というものがこれに抵抗いたしません。政府保証債である、これは買ひオベの対象になります。そうすると日銀の貸し出しというものは五分五厘、七分三厘で公庫債を全国銀行が引き受けたといつたとしても、一分八厘の利ざやというものはありますから、全国銀行はその公債をトンネルする。そうしてその利ざやをかせいでいくという形になりますから、これは全国銀行は抵抗をいたしません。そうすると、どうしてこの政府出資であるとかあるいは財投、ということよりも公庫債に依存をしていくという形が将来とも大きな可能性がある。この点は私は問題だと思つております。ましてや商工中金のごとく、いわゆる半官半民的な組織ではなくて、純粹の政府機関であるその機関で、いわゆる公庫債政策をとつて融資をしていくという形は、私

○中野政府委員 これはこの前もちょっとお答え申し上げたかと思ひますが、その資料が統計的でないわけなのです。それで実際のケースとしては、そういうことは代理貸しでなくて、先生の言われるのは、中小企業に貸すときは、それに関連して都市銀行あたりが金を貸す、協調融資というものはそういう意味じゃないかと思ひますが、そういう資料はちょっと統計的ではありませんので、その点はもうちょっと調べてみます。

○中村(重)委員 それからいま一つ問題点として考えられることは、いまも中小企業金融公庫は全国銀行との間に協調融資というものが行なわれてお

は突即であると考えておる。そういうことはとるべきではない。にもかかわらず革命政策の一環としてこういうふうしろ向きの政策がとられたということに、私は問題点を指摘いたしておきます。そういう点に対してあなたのはりでは十分研究をして対処されたのではないか、こう思ひまして、先ほどからこれらの点に対してお尋ねをいたしておるわけです。しかし、きょうは時間の関係もございいますから、いずれまたあらためてお尋ねをすることにいたします。これで私の質問を終わります。

○久保田(豊)委員 資料の要求を一つしておきますが、さっきお話のありました二月二十一日に下請代金の遅延防止の通達を出しておりますね。その全文を成文でみんなに至急配ってください。

○中野政府委員 承知いたしました。
○二階堂委員長 次会は、明十一日午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十分散会

商工委員会議録第十一号中正誤

- ハシ段 行 誤 正
- 六三 七だから だから
- 八五 元の会任務 会の任務

商工委員会議録第十二号中正誤

- ハシ段 行 誤 正
- 二五 三契励 奨励
- 三一 〇本法案は 本法案を
- 三一 三安に品物 安い品物
- 三三 三三ことに ことは

